

中野区ベンチ等設置補助の実施について

1 目的

歩きたくなるまちづくりに向けた取組の一つとして、土地所有者等の理解・協力のもと、民有地においても歩行者等が気軽に腰かけられるベンチ等の設置を促し、区民や来街者が快適に歩くことができる都市環境の実現を推進する。

2 補助制度の概要

（1）補助対象者

区内に土地を所有する者、又は土地所有者の同意を得た者
（個人、法人問わない）

（2）設置場所

道路等の公共的な用途として利用されている空間から目視可能で、誰もが自由に安全に立ち入ることができ、かつ車両及び歩行者の通行の支障にならない場所
（都・区が管理する土地を除く）

（3）補助金額

上限10万円（対象ベンチ等の購入費及び運搬費等）

（4）補助対象となるベンチ等

販売店等において購入可能な既製品のベンチ等で座面及び背面の大半に国産木材が使用されたもの

（5）ベンチ設置後の保守管理

設置した対象ベンチ等について、設置後は交付決定を受けた者が適切に管理する

3 今後の予定

令和7年6月 補助金交付要綱制定

8月 本事業開始

区ホームページ、チラシ等にて周知